

2016 総務省臨時/非常勤実態調査

情報公開請求で入手したデータで

東京都内自治体回答を検証する！

<雇用/ボーナス中心の部分的暫定版>

作成●本多

●開示されたデータは、

①都内全自治体の回答個票と都/区/市/町村別集約(CD1枚)で、重要情報満載です(総務省からは発表されない)。以下に紹介するのはそのごく一部で職種別賃金額や休暇制度などは省略しました。

コピーCDの提供希望に応じます。各自治体で臨時非常勤課題に取り組んでいる方は当該自治体の回答個票を必ず検証すべきで、他自治体の回答との比較も重要です。東京以外の方は各道府県に情報公開請求をすべきです。

なお、NPO「官製ワーキングプア研究会」では本格的検証レポートを近日中に作成し、機関誌『REPORT』やHPに掲載する予定です。

②独自に作成した任用形態別職員数等を別表にして掲載しましたが、本体データには「特別職非常勤」「一般職非常勤」「臨時の任用職員」の任用形態別区分数だけではなく、「一般事務職員」「一般事務職員(事務補助職員)」「技術職員」「医師」「医療技術員」「看護師等」「看護師」「保育士等」「保育士」「給食調理員」「技能労務職員」「清掃作業員」「教員/講師(義務教育)」「教員/講師(義務教育以外)」「図書館職員」「消費生活相談員」「その他」の職種別の職員数も掲載されています。

また、多くの設問と回答は職種別になっており、以下に紹介するうち3.4.5.6は事務補助職員に限ったものです。

1 ●今回調査(対象)は

- ① 全国のすべての自治体
- ② 調査基準日は、2016年4月1日
- ③ 週19時間25分以上勤務し、かつ、6月以上勤務し又は勤務することが明らかな臨時/非常勤職員

2 ●都内の臨時/非常勤の数は51,186人で、「非正規」率は16.8% 詳細は別表

- ① 東京都は「臨時職員はゼロ」=6月末満の細切れ雇用
- ② 一般職非常勤任用は、東京都と多摩市

3 ●非常勤を活用する理由/折一式(事務補助職員)

区と市は正直に「常勤の代替え」と答えた！

<東京都>

- ① 「新たに生じる多様な行政サービスに対応する必要があるため」「特定の知識・経験・資格などを必要とする業務に専門的に対応するため」

<23区・26市>

- ① 「(非常勤は)常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため」(常勤削減の手段を含む)と答えたのは、

[区]文京、江東、目黒、大田、世田谷、杉並、江戸川
[市]三鷹、調布、町田、国立、狛江、東久留米、稲城、あきる野、府中、小平、
国分寺、福生、清瀬、武蔵村山、多摩

4 ● 5 区 14 市が「臨職の『再度の任用』(雇用継続)は不可」と答えた！

[区]大田、杉並、豊島、板橋、足立、
[市]武蔵野、青梅、府中、町田、日野、国分寺、国立、狛江、東大和、清瀬、
東久留米、武蔵村山、多摩、西東京

5 ● 非常勤に「再度任用に上限設定」(雇用年限)を設けているのは、7 区 15 市！

※○は再任用時に応募制限あり。◎は応募制限あるが見直し検討中。
※東久留米が非常勤と臨時職員に○を、府中が臨時職員に◎を付けているが、雇用年限はないと回答している。これは、雇用年限と応募制限を設けることを検討しているということか？

[区]目黒 5 年、大田 5 年、渋谷 5 年、杉並 6 年、豊島 5 年、練馬 5 年、足立 5 年
[市]◎武蔵野 5 年、○小平 3 年、○町田 5 年、○国立 7 年、○武蔵村山 4 年、
小金井 5 年、日野 5 年、東村山 5 年、国分寺 5 年、福生 5 年、東大和 5 年、
多摩 5 年、羽村 5 年、西東京 5 年

6 ● 臨時職員の再度の任用との間に「空白期間」を設けているのは、12 区 11 市！

※○は空白期間設定を見直し検討中。
※東久留米は非常勤と臨職に、西東京は臨職に○を付けているが、空白期間はないと回答している。これは、空白期間を設けることを検討しているということか？

[区]○江東 1 月、○豊島 1 月、千代田 1 月、新宿 1 月、文京 1 月、台東 1 月、
中野「期間分」、杉並「同数文」、北 1 月、板橋 2~6 月、葛飾 1 月、江戸川 1 月
[市]○府中 2 月、八王子 2 月、武蔵野 1 月、青梅 1 月、町田 2 月、小平 1 月、
日野 1 月、国分寺 1 月、狛江 6 月、東大和 1 月、羽村 1 年

7 ● 人事評価を行っているのは、6 区 10 市！

<非常勤> [区] 渋谷、杉並、荒川、練馬
[市] 武蔵野、小平、国立、福生、多摩
<臨時職員> [区] 千代田、中央、
[市] 八王子、立川、昭島、東村山、武蔵村山、

8 ● 一般職非常勤への任用替えを検討しているのは、3 区 13 市！

<特別職非常勤→> [区] 足立
[市] 立川、武蔵野、三鷹、町田、小金井、小平、稲城
<特別職非常勤+臨時職員→>
[区] 豊島、江戸川
[市] 府中、昭島、国分寺、東大和、東久留米、西東京

9 ● 任期付短時間職員への任用替えを検討しているのは、2 区 7 市！

<特別職非常勤→> [区] 荒川 [市] 清瀬
<臨時職員→> [区] 豊島
<特別職非常勤+臨時職員→>
[市] 立川、府中、昭島、国分寺、東久留米、西東京

10 ●ボーナスは実現できる！ 東京都+港区+府中市+小平市+日野市+東村山市
で既に支給されていた。

- ① 東京都は非常勤講師に労働協約による条例化で、3,733人中2,483人に支給。経験加算の昇給表もある。
 - ② 港区は、非常勤講師14人に支給
 - ③ 府中市は、臨時職員375人中、夏101人、冬125人に支給
 - ④ 小平市は、非常勤355人中352人に支給
 - ⑤ 日野市は、臨時職員490人中410人に、6月と12月に支給。ただし、今年度で制度廃止。
 - ⑥ 東村山市は、非常勤244人全員に、6/1と12/1に支給
- ※他にも支給自治体はあるが、この4自治体が総務省調査に「支給」していると回答したことが重要。総務省は是正指導に入らないはず。

給実甲第1064号

平成20年8月26日

●国の非常勤には法律でボーナスが出ている！
人事院事務総長

一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について
(通知)

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条第2項の非常勤職員に対する給与の支給について、下記のとおり指針を定めたので、これを踏まえて給与の適正な支給に努めてください。なお、これに伴い、給実甲第83号（非常勤職員に対する6月及び12月における給与の取扱いについて）は廃止します。

記

- 1 基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級（当該職務の級が2以上ある場合にあっては、それらのうち最下位の職務の級）の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容、在勤する地域及び職務経験等の要素を考慮して決定し、支給すること。
- 2 通勤手当に相当する給与を支給すること。
- 3 相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては、期末手当に相当する給与を、勤務期間等を考慮の上支給するよう努めること。
- 4 各庁の長は、非常勤職員の給与に関し、前3項の規定の趣旨に沿った規程を整備すること。

国家公務員の非常勤職員に関する実態調査について (調査結果)

抜粋

平成 28 年 9 月
内閣官房内閣人事局

(3) 「期末手当に相当する給与の支給」

期末手当に相当する給与の支給については、一週間の勤務時間が常勤職員と同じ 38 時間 45 分の期間業務職員 11,807 人のうち、期末手当に相当する給与を支給する予定の職員は 11,497 人 (97%)、一週間の勤務時間が常勤職員の 3/4 超 38 時間 45 分未満の期間業務職員 18,622 人のうち、期末手当に相当する給与を支給する予定の職員は 2,080 人 (11%)、期間業務職員以外の非常勤職員 25,590 人のうち、期末手当に相当する給与を支給する予定の職員は 2,200 人 (9%) だった。

また、期末手当に相当する給与を支給する基準については、勤務期間を基準とするもの 6,307 人 (6 月以上 1 年以内 5,577 人、6 月末満 730 人) (11%)、特定の日に在職することを基準とするもの 7,098 人 (13%)、その他の基準によるもの 2,372 人 (4%) だった。

(4) 「勤勉手当に相当する給与の支給」

勤勉手当に相当する給与の支給については、一週間の勤務時間が常勤職員と同じ 38 時間 45 分の期間業務職員 11,807 人のうち、勤勉手当に相当する給与を支給する予定の職員は 9,166 人 (78%)、一週間の勤務時間が常勤職員の 3/4 超 38 時間 45 分未満の期間業務職員 18,622 人のうち、勤勉手当に相当する給与を支給する予定の職員は 781 人 (4%)、期間業務職員以外の非常勤職員 25,590 人のうち、勤勉手当に相当する給与を支給する予定の職員は 1,752 人 (7%) であった。

また、勤勉手当に相当する給与を支給する基準については、勤務期間を基準とするもの 3,619 人 (6 月以上 1 年以内 3,443 人、6 月末満 176 人) (6%)、特定の日に在職することを基準とするもの 6,319 人 (11%)、その他の基準によるもの 1,761 人 (3%) だった。

(7) 「退職手当の支給」

退職手当の支給については、国家公務員退職手当法 (昭和 28 年法律第 182 号) が適用される非常勤職員 (※) には全員 (11,714 人) に支給予定であった。

※ 国家公務員退職手当法が適用されるのは、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を超える等の要件を満たした者である。

「非常勤職員の総数」

調査対象に該当する非常勤職員の総数は、期間業務職員が 30,429 人 (54%)、期間業務職員以外の非常勤職員が 25,590 人 (46%)、合計で 56,019 人 (うち女性 42,456 人 76%) だった。

「一週間の勤務時間」

調査対象とした非常勤職員のうち、一週間の勤務時間が常勤職員と同じ 38 時間 45 分の職員は 11,807 人 (21%)、常勤職員の 3/4 超 38 時間 45 分未満の職員は 18,604 人 (33%)、常勤職員の 3/4 以下の職員は 24,445 人 (44%)、週によって勤務時間が異なる等の事情があり、これらのいずれにも分類されなかった職員は 1,163 人 (2%) だった。

● 国の非常勤にはフルタイム・常勤の 3/4 超・常勤の 3/4 以下
の勤務時間区分があるが、いずれにもボーナスが出ていている！

4